

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|------|----------|--|---|--|
| 1-8 | 1-1-12 | 請負者は、次に示す例に従って・・・・・・・・ | 請負者は、請負代金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)の場合は、次に示す例に従って・・・・・・・・ | 専任技術者について名札の着用を義務付け |
| 1-9 | 1-1-14 4 | (追加) | 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 | 施工合理化調査への協力を追記 |
| 1-11 | 1-1-21 | 3. 請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成3年法律第48号)、「建設副産物適正処理推進要綱(建設事務次官通達 平成10年12月1日)」、「再生資源の資源の利用促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)」、「三重県建設副産物処理基準(県土整備部長、平成11年4月)」、「三重県建設副産物再生資源資材使用基準(県土整備部長 平成11年7月)」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 請負者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を「三重県建設副産物処理基準」に定める様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 なお、提出する対象は、搬入量に係わらず、請負額が500万円以上の工事とする。 5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及び建設汚泥を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を「三重県建設副産物処理基準」に定める様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 なお、提出する対象は、搬出量に係わらず、請負額が500万円以上の工事とする。 6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況(実施書)を記録、作成し監督員に提出しなければならない。 | 3. 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」(平成12年5月31日 法律第104号)、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針(平成14年4月三重県)」、「三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領」(平成14年7月22日施行)、「建設副産物適正処理推進要綱 国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)」、「三重県建設副産物処理基準(県土整備部長、平成15年4月)」、「三重県建設副産物再生資源資材使用基準(県土整備部長 平成11年7月)」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4. 請負者は、請負金額が、500万円以上の工事については工事の着手までに、三重県建設副産物処理基準に定める「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合に使用)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合に使用)を作成し、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力しなければならない。 ただし、該当する建設資材・再生資源がない場合はこの限りではない。 5. 請負者は、前項の計画書を作成した工事が完了した場合、すみやかに三重県建設副産物処理基準に定める「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合に使用)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合に使用)を作成し、監督員に提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータを入力しなければならない。 6. 前2項の計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム」から印刷したものを提出できるものとする。 | |
| 1-14 | 表 1-2 | 編 7 水道・工業用水道 章 2 . 止水板設置 種別 章 3 . 管路 種別 作業立杭 細別 立杭寸法 章 5 . 管弁類製作 種別 蝶型弁、流動調節弁 編 6 道路 章 1 5 . 道路修繕 節 6 種別 (追加) 細別 (追加) 確認時期 (追加) | 編 7 水道・工業用水道 章 2 . 構造物 種別 止水板 章 3 . 管路 種別 作業立杭 細別 立杭寸法 章 5 . 管弁類製作 種別 蝶型弁、流量調節弁 編 6 道路 章 1 6 . 道路修繕 節 6 種別 落橋防止システム 細別 アンカーボルト 鉄筋 確認時期 削孔完了時 鉄筋組立完了時 | 誤記の訂正 誤記の訂正 誤記の訂正 誤記の訂正 誤記の訂正 落橋防止システムを追加 |
| 1-19 | 1-1-33 | 9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。 なお、工事現場のイメージアップの内容について、施工計画書の(12)現場作業環境の整備に記載しなければならない。 | 9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。 工事現場に設置する標示板、工事看板については、間伐材を使用するものとする。ただし、供給状況等により使用できない場合は、監督員と協議するものとする。また、バリケード等については、使用に努めることとする。 なお、工事現場のイメージアップの内容について、施工計画書の(12)現場作業環境の整備に記載しなければならない。 請負者は、イメージアップ経費適用工事である場合は、施工前にはイメージアップ実施計画書を、また、工事完成時にはイメージアップ実績報告書を監督員に提出しなければならない。 | 工事着板等に間伐材を使用することの義務付け イメージアップ経費適用工事に関して追記 |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|----------------|------------------|---|--|------------------------------------|
| 1-20 ~ 1-21 | 1-1-33 | 25. 請負者は、地震防災対策強化地域における工事にあつては、工事中当地域に警戒宣言が発せられた場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、地震防災強化地域以外における工事にあつては、東海地震の地震防災強化地域にかかわる警戒宣言が発せられた場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共示」第1編 1-1-5 施工計画書の第1項の(9)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)の規定によらなければならない。 | 25. 請負者は、地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震の判定会招集がなされた場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 また、地震防災強化地域以外における工事にあつては、東海地震の判定会招集がなされた場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。 (1) 上記保全処置については、「共示」第1編 1-1-5 施工計画書の第1項の(9)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2) 上記事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)の規定によらなければならない。 | 警戒宣言が発せられた場合の措置を判定会招集がなされた場合の記述に改訂 |
| 1-30 | 1-1-44 | 3. 請負者は、特記仕様書に定めがある場合、又は監督員の指示、又は承諾を受けた場合は、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領(案)」、「CAD製図基準」に基づき工事施工段階の書類を電子記憶媒体にして提出するものとする。 なお、書類を電子記憶媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力用紙の一部を添付するものとする。 また、請負者は、特記仕様書に定めがある場合、又は監督員の指示又は承諾を受けた場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づき工事写真を電子記憶媒体にして提出するものとする。 なお、工事写真を電子記憶媒体で提出する場合は、撮影内容がわかるよう写真一覧(コマ撮りにしたものを)を添付するものとする。 | 3. 請負者は、工事写真について特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承諾を受けた場合は、別記に示す要領・基準(案)等に基づき、成果品を電子媒体に格納してCD-Rで当面は2部(そのうち1部は工事写真帳CD提出用)に格納)を発注者に提出するものとする。 なお、工事写真を電子媒体で提出する場合は、CD-Rのラベル作成については三重県CALS実証フィールド実験マニュアルに従うものとし、第14号様式の電子媒体納品書とともに、撮影内容がわかるよう写真データの一覧(サムネール)をA-4判縦の用紙に印刷した資料を工事写真帳CD提出用)に格納して提出するものとする。 別記 電子納品について準拠すべき要領・基準(案)等 (三重県) 三重県CALS電子納品運用マニュアル(案) 三重県CALS実証フィールド実験マニュアル (国土交通省) 工事完成図書の電子納品要領(案) H13.8 デジタル写真管理情報基準(案) H14.7 電子納品運用ガイドライン(案) H13.3 現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)「土木工事編」 H14.2 国土交通省大臣官房官庁営繕部 官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン(案) H14.11 官庁営繕工事電子納品要領(案) H14.11 国土交通省港湾局 地方整備局(港湾空港関係)の現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案) H14.3 地方整備局(港湾空港関係)における電子納品運用ガイドライン(案) H14.3 (農林水産省農村振興局) 電子納品運用ガイドライン(案)(工事業務共通) H14.7 *なお、上記要領・基準(案)等が改訂、追加された場合には、本仕様書の改訂を待たず上記要領・基準(案)等に従うものとする。 | CALSに基づき工事写真の電子納品について改訂 |
| 1-47 | 表 2-22 | 「三塩化エタン可溶分」 | 「トルエン可溶分」 | JISK2208 改定に伴う |
| 1-48 | 表 2-23 | 「蒸発残留物伸度(1.5)」の項目 「三塩化エタン可溶分」 | 削除 「トルエン可溶分」 | JISK2208 改定に伴う |
| 1-59 | 表 2-27-1 | 「三塩化エタン可溶分」 | 「トルエン可溶分」 | JISK2208 改定に伴う |
| 1-63 | 表 2-30 | 「蒸発残留物伸度(1.5)」の項目 「三塩化エタン可溶分」 | 削除 「トルエン可溶分」 | JISK2208 改定に伴う |
| | 表 2-32 表 2-33 | 「三塩化エタン可溶分」 「三塩化エタン可溶分」 | 「トルエン可溶分」 「トルエン可溶分」 | JISK2208 改定に伴う |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|-------|-------|---|--|------------------------------|
| 1-94 | 表 3-2 | 銅 | 銅 | 誤植 |
| 1-172 | 4-3-3 | 10.請負者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 | 10.請負者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 | 河川土工マニュアルより、横断勾配に「3～5%程度」を追記 |
| 1-184 | 5-3-1 | 10.工事完成後の維持管理にあたっての基礎資料とするため、重要構造物につ | 10.工事完成後の維持管理にあたっての基礎資料とするため、重要構造物につ | 誤植 |
| | | いては、ひび割れ発生状況の調査を請負者に実施させるものとし、調査結果を完成検査時に調査させること。 | いては、ひび割れ発生状況の調査を請負者に実施させるものとし、調査結果を完成検査時に提出させること。 | |
| 1-188 | 表 5-1 | | (別紙) | |
| 1-189 | 注7) | 農林水産省農村振興局が所管する事業において、NO16は「I8-8-25」を標準とする。 | 農林水産省農村振興局が所管する事業において、NO18は「I8-8-25」を標準とする。 | |
| 1-215 | 6-1-3 | (3)仮組立て時のボルト孔の精度 請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは、0.5mm以下にしなければならない。 請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表6-19のとおりにならなければならない。 | (3)仮組立て時のボルト孔の精度 請負者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは、1.0mm以下としなければならない。 請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは、0.5mm以下にしなければならない。 請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表6-19のとおりにならなければならない。 | 鋼道路橋施工便覧より、摩擦接合の場合の規定を追加 |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|------|-------|---|---|--|
| 2-46 | 5-9-3 | 4.(1) グラウトは、膨張率が0%の配合とするものとする。 | 4.(1) グラウトは、膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。 | 道路橋示方書と整合を図る |
| 2-47 | 5-9-3 | (5)寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。 | (5)寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。 | 道路橋示方書より、寒中施工における温度の規定を追加 |
| 2-47 | 5-9-5 | 2.(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-27に示す条件を満足するものを使用するものとする。 これ以外の場合、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101-1993プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・基準編)によるものとする。 | 2.(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-27に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6か月以上経過したものは使用してはならない。 これ以外の場合、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101-1993プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・基準編)によるものとする。 | 道路橋示方書より、エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合の品質について規定を追加 |
| 3-2 | 1-3-4 | 3.請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。 | 3.請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。 | 水中不分離コンクリート設計施工指針(案)により水中打ち込みを具体的に記述 |
| 3-8 | 1-8-7 | 2.請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。 | 2.請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。 | 水中不分離コンクリート設計施工指針(案)により水中打ち込みを具体的に記述 |
| 4-14 | 3-4-7 | 請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 | 請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 請負者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 請負者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 | 「斜面崩壊防止工事の設計と実例」との整合を図り、枠組工の施工の留意点を追加 |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|------|-------|---|--|---------------------------------------|
| 6-5 | 1-5-8 | 請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 | 請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 請負者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 請負者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 | 「斜面崩壊防止工事の設計と実例」との整合を図り、枠組工の施工の留意点を追加 |
| 6-15 | 第2節 | 追加 | 日本道路協会 舗装施工便覧(平成13年12月) | 基準の追加 |
| 6-17 | 2-3-6 | 4. 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章の施工及び第9章9-2-3半たわみ性舗装工の施工の規定、 | 4. 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第8章8-3-8半たわみ性舗装工の規定、 | 舗装施工便覧の規定に改訂 |
| 6-19 | 2-3-7 | 2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章の施工及び第9章9-5-5排水性舗装工の施工の規定、 | 2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第8章8-3-6排水性舗装工の規定、 | 舗装施工便覧の規定に改訂 |
| 6-19 | 表2-1 | 薄膜加熱量変化率 0.6以上 | 薄膜加熱量変化率 0.6以下 | 誤植 |
| 6-21 | 表2-3 | ふるい目呼び寸法 最大粒径(13) 2.6.5 mm 1.3.2 mm 90~100 アスファルト量 5 | ふるい目呼び寸法 最大粒径(13) 2.6.2 mm 1.3.2 mm 95~100 アスファルト量 4~6 | 舗装施工便覧、排水性舗装技術指針(案)と整合を図る |
| 6-22 | 2-3-8 | 1. 請負者は、ゲースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。 5. 請負者は、ゲースアスファルト舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第9章ゲースアスファルト舗装の規定によらなければならない。 | 1. 請負者は、ゲースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、1種ケレン(ブラスト処理)を施すものとする。 5. 請負者は、ゲースアスファルト舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第8章8-3-9ゲースアスファルト舗装の規定によらなければならない。 | 舗装施工便覧の規定を追加 舗装施工便覧の規定に改訂 |
| 6-24 | 表2-8 | 貫入量試験、貫入量(40, 52.5kg/5cm ² , 30分) 1~6 | 貫入量試験、貫入量(40, 52.5kg/5cm ² , 30分) 表層1~4 基層1~6 | 舗装施工便覧と整合を図る |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|---------------------|-------|---|---|------|
| 10-4 | 表 9-4 | 幹周 (cm) | 高さ (cm) | 誤植 |
| 11-10 | 5-1-4 | <p>3. 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書のとおりとする。</p> <p>5. 請負者は、支持杭打設時に規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合、すみやかに監督員に通知し、杭の切断は、その支持に従うものとする。</p> <p>6. 請負者は、支持杭打設時に規定の打込み深度より支持層深度が深い場合、すみやかに監督員に通知し、杭の継足しは、その支持に従うものとする。</p> <p>7. 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、・・・・・・・・</p> <p>8. 請負者は、障害物などにより、打込困難な状況が生じた場合打込みを中断するものとする。また、すみやかに監督員に通知し、その指示に従うものとする。</p> | <p>3. 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書のとおりとする。なお、溶接は、12章溶接及び切断を適用するものとする。</p> <p>5. 請負者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、すみやかに監督員に通知し、処置方法については、その指示に従うものとする。また、請負者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、すみやかに監督員に通知し、処置方法については、その指示に従うものとする。</p> <p>6. 削除</p> <p>6. 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、・・・・・・・・</p> <p>8. 削除</p> | |
| 11-11 ~ 11-12 | 5-3-5 | <p>1. 請負者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合、それに従うものとする。</p> <p>2. 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">追加</p> | <p>1. 請負者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合、それに従うものとする。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。</p> <p>2. 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書のとおりとする。なお、溶接は、12章溶接及び切断を適用するものとする。</p> <p>7. ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> | |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) (別紙) | 改訂理由 |
|-----|--|---|---|-------------------|
| 23 | 1 共通編 4 土工 3 河川・海岸 ・砂防土工 掘削工 | | | 河川幅の基準を追加 |
| 174 | 落橋防止 システム | 174ページの一番下に追加 | (別紙) | 落橋防止システムの基準を追加 |
| 221 | 1 セメント・ コンクリート 施工 必須 | スランプ試験 設計図書による | スランプ試験 スランプ3 cm以上8 cm未満:許容差 ± 1.5 cm スランプ8 cm以上18 cm以下:許容差 ± 2.5 cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5 cm:許容差 ± 1.0 cm | |
| 229 | 8 アスファルト 舗装 舗設現場 必須 | 密度試験 車道 - 基準密度の94%を20回に1回以上の確率で下がってはならない。 歩道 - 基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。 | 密度試験 車道 - 基準密度の94%を20回に1回以上の確率で下がってはならない。 X10 = 96%以上 X̄6 = 96%以上 X̄3 = 96.5%以上 歩道 - 基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。 X10 = 92.5%以上 X̄6 = 93%以上 X̄3 = 93.5%以上 | |
| 234 | 1.4 アンカー 工 | | (別紙) | アンカー工の品質管理基準の訂正 |
| 235 | 1.6 抑止アン カー工 | | (別紙) | 抑止アンカー工の品質管理基準の改訂 |
| 249 | | (追加) | 2.9 排水性舗装工、3.0 プラント再生舗装工、3.1 ガス切断工 3.2 溶接工の 品質管理基準を追加 (別紙) | |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1

| ページ | 条 | 平成14年7月版 | 改訂(案) | 改訂理由 |
|-------|--------------|--|---|-------------------------|
| 265 | 写真管理基準(案) | <p>(工事写真の提出部数及び形式) 8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。 (追加)</p> <p>(工事写真の整理方法) 9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (追加)</p> <p>(電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。</p> | <p>(工事写真の提出部数及び形式) 8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。 (3) 工事写真の電子納品を行う場合、当面の間、使用する電子媒体はCD-Rとし、提出部数は2部(そのうち1部は工事写真帳 CD提出用に格納)とする。</p> <p>(工事写真の整理方法) 9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (3) 電子媒体で提出する場合は、写真データの閲覧を効率的に行うため写真データ一覧(サムネール)をA-4判縦の用紙に印刷した資料を工事写真帳 CD提出用に格納して提出する。ただし、着工前、完成、及び主要な構造物の写真等、監督員の指示するものは標準(サービス版相当の大きさとし、A-4判縦の用紙に3枚割付:豆図等含む)で別途印刷し、工事写真帳 CD提出用に格納して提出する。</p> <p>(電子媒体の作成及び納品方法) 10. 電子媒体の作成及び納品方法については、1-1-44に示す要領・基準(案)等によるものとする。</p> | CALSに基づき工事写真の電子納品について改訂 |
| 348 | | 348ページの一番下に追加 | 落橋防止システムの出来形写真撮影箇所を追加 (別紙) | |
| 432-1 | 第14号様式 | 432ページの次に追加 | (別紙) | |
| 443 | ISO14001環境方針 | | (別紙) | ISO改定に伴う |
| 444 | 運用手順書 | | (別紙) | ISO改定に伴う |

出来形管理基準及び規格値

| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 摘要 |
|-------------|------------------|------------------|--------------------------------------|----|-------------|---------|-----------|-----------------|----|
| 道 路 編 | 道 路 修 繕 | 橋 梁 修 繕 | 落 橋 防 止 シ ス テ ム | | コンクリート工 | 基準高 | ± 20 | 設置する基数の半数/1 支承線 | |
| | | | | | | 厚さ | ± 20 | | |
| | | | | | | 幅 | ± 20 | | |
| | | | | | | 高さ | ± 20 | | |
| | | | | | アンカーボルト(鉄筋) | 中心のずれ | ± 20 | | |
| | | | | | | アンカー長 | + 20、 - 0 | | |
| | 配置誤差 | ± 30 | 設置する基数の半数/1 支承線 | | | | | | |
| 道 路 編 | 道 路 修 繕 | 橋 梁 修 繕 | 落 橋 防 止 シ ス テ ム | | 鋼製落橋防止装置製作工 | 部材長L(m) | ± 3 | 図面の寸法表示箇所で測定 | |
| | | | | | | アンカーボルト | 中心のずれ | | |
| | | | | | アンカー長 | | + 20、 - 0 | | |
| | | | | | | 配置誤差 | ± 30 | 設置する基数の半数/1 支承線 | |

出来形管理写真撮影箇所一覧表

| 編 道 路 編 | 章 道 路 修 繕 | 節 橋 梁 修 繕 | | 工種 | 写真管理項目 | | 摘要 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------|-------------|-----------------------------|----|
| | | | | | 撮影項目 | 撮影頻度[時期] | |
| | | | 落 橋 防 止 シ ス テ ム | コンクリート工 | 各部の厚さ、長さ、幅 | 1支承線毎に1回 [施工後] | |
| | | | | アンカーボルト | 中心のずれ、アンカー長 | 1支承線毎に1回 [削孔後] | |
| | | | | 鋼製装置製作工 | 原寸状況 | 寸法が替わる毎に1回又は1工事に 1回[原寸時] | |
| | | | | | 製作状況 | 寸法が替わる毎に1回又は1工事に 1回[製作時] | |

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.4.1(第7編 水道・工業用水道編)

| ページ | 条 | 平成14年7月版(現行) | 改訂(案) | 改訂理由 |
|------|-------|---|---|-------------------|
| 7-1 | 1-1-3 | | 3.水道施設の浄水施設・送水施設に使用する資機材等は、「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第17号八に適合することを証明する資料を、監督員に提出しなければならない。 ただし、設計図書において「浸出試験の必要なし」と明記した場合は、この限りでない。 | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-1 | 1-1-4 | 境界工 | 1-1-4 削除 | 引用明記の為削除 |
| 7-2 | 2-2-1 | 第2節 コンクリート | 第2節 削除 | 第1編2-9-1,5-3-1と重複 |
| 7-6 | 3-4-1 | 2.(3)人孔は、 <u>路肩側へ</u> の出入りや作業の… | 2.(3)人孔は、出入りや作業の… | 一部削除 |
| 7-9 | 4-2-1 | 2.塗覆装 (1)内面塗装はJIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)とする。 | 2.塗覆装 (1)内面塗装はJIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)、 <u>JWWA A 113(水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)の規格によるものとする。</u> | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-9 | 4-2-2 | 2.塗覆装 (1)イ エポキシ樹脂粉体塗装はJIS G 5528(ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)の規格によるものとする。 | 2.塗覆装 (1)イ エポキシ樹脂粉体塗装はJIS G 5528(ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)、 <u>JWWA G 112(水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)の規格によるものとする。</u> | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-9 | 4-2-3 | 2.塗覆装 (1)ア モルタルライニングはJIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)とする。 | 2.塗覆装 (1)ア モルタルライニングはJIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)、 <u>JWWA A 113(水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)の規格によるものとする。</u> | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-9 | 4-2-3 | 2.塗覆装 (1)イ エポキシ樹脂粉体塗装はJIS G 5528(ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)の規格によるものとする。 | 2.塗覆装 (1)イ エポキシ樹脂粉体塗装はJIS G 5528(ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)、 <u>JWWA G 112(水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)の規格によるものとする。</u> | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-10 | 4-3-1 | 配管作業に従事する配管工は、豊富な実務経験と知識を有したもので、工事着手前に監督員に <u>通知</u> しなければならない。 | 配管作業に従事する配管工は、豊富な実務経験と知識を有するもので、工事着手前に <u>工事経歴書</u> を監督員に提出しなければならない。 | 工事経歴書の提出で、実務経験を確認 |
| 7-21 | 4-5-1 | 1.直管はJIS G 3443(水輸送用塗覆装鋼管)の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。 | 1.直管はJIS G 3443(水輸送用塗覆装鋼管)、 <u>JWWA G 117(水道用塗覆装鋼管)</u> の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。 | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-21 | 4-5-1 | 2.異形管はJIS G 3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。 | 2.異形管はJIS G 3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)、 <u>JWWA G 118(水道用塗覆装鋼管の異形管)</u> の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。 | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-21 | 4-5-1 | 3.上記以外の管を使用する場合は、設計図書によるものとする。 | 3.上記以外の管を使用する場合は、設計図書によるものとする。 なお、管端ステンレス鋼付鋼管を使用する場合は、 <u>WSP 065(管端ステンレス鋼付水道用鋼管の指針)の規格によるものとする。</u> | 管端SUS管規格を追記 |

| ページ | 条 | 平成14年7月版(現行) | 改訂(案) | 改訂理由 |
|--------------|-------|--|--|------------------------|
| 7-30 | 4-7-1 | 管フランジは、JIS G 3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)及びJIS B 2210(鉄鋼製管フランジの基準寸法)の規格に適合するものとする。 | 管フランジは、JIS G 3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)、 JWWA G 118(水道用塗覆装鋼管の異形管) 及びJIS B 2210(鉄鋼製管フランジの基準寸法)の規格に適合するものとする。 | 厚生省令(浸出試験)に係る追記 |
| 7-31 | 5-2-1 | 3. バタフライ弁は、 JIS B 2064 (水道用バタフライ弁)に定めるバタフライ弁とし、その仕様は 設計図書 によるものとする。 | 3. バタフライ弁は、 JWWA B 138 (水道用バタフライ弁)に定めるバタフライ弁とし、その仕様は 設計図書 によるものとする。 | JIS B 2064規格廃止に伴う修正 |
| 7-31 | 5-2-3 | 空気弁 1. 空気弁は、JIS B 2063(水道用空気弁) の規格品とし、その仕様は 設計図書 によるものとする。 | 急速空気弁 急速空気弁は、JWWA B 137(水道用急速空気弁) の規格品とし、その仕様は 設計図書 によるものとする。 | JIS B 2063規格廃止に伴う修正 |
| 7-32 | 6-2-1 | 使用する材料については、WSP 007(水管橋設計基準)及びWSP 053(ステンレス水管橋)の規格に適合したものを使用するものとする。 | 使用する材料については、WSP 007(水管橋設計基準)及びWSP 053(ステンレス鋼水管橋)の規格に適合したものを使用するものとする。 なお、管端ステンレス鋼付鋼管を使用する場合は、WSP 065(管端ステンレス鋼付水道用鋼管の指針)の規格によるものとする。 | 誤記の訂正 管端SUS管規格を追記 |
| 7-33 | 表6-1 | 現場塗装 上塗りの欄 L-1の項 180 g/m2 2.5µm L-2の項 130 g/m2 2.5 µm L-3の項 130 g/m2 2.5 µm S-1の項 160 g/m2 2.5µm | L-1の項 150 g/m2 2.5µm 色 シルバー L-2の項 100 g/m2 2.0 µm 色 シルバー L-3の項 100 g/m2 2.0 µm 色 シルバー S-1の項 120 g/m2 2.5µm | 現状塗装仕様に修正 色 シルバーの明記 |
| 7-35 7-36 | 表7-1 | | 表7-1全面改訂(別紙) | 現状塗装仕様に修正 色 シルバーの明記 |

表7-1 全面改訂

| 塗装系 | 素地調整 | 下塗り(第1層) | 下塗り(第2層) | 下塗り(第3層) | 中塗り | 上塗り | 適用場所 |
|-----------------|------|--|--|----------|---|---|---|
| A 陸上部 (1) | 2種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | 長油系フタル酸 樹脂塗料 中塗 120g/m ² 30μm | 長油系フタル酸 樹脂塗料 上塗 110g/m ² 25μm | 建物のサッシ、ドア 類・門柵類の鋼構造 物・水に面していな いバルブ操作台 |
| | 3種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |
| | 4種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |
| B 陸上部 (2) | 2種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | アルミニウム ペイント 中塗 90g/m ² 15μm | アルミニウム ペイント 上塗 90g/m ² 15μm | 薬品タンク、燃料タ ンクの外面 |
| | 3種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |
| | 4種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |
| C 陸上部 (3) | 2種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | シリコンアルギド 樹脂塗料 中塗 120g/m ² 30μm | シリコンアルギド 樹脂塗料 上塗 110g/m ² 25μm | 塗装系Aと同じ 長油系フタル酸樹脂 塗料と比較して耐候 性に優れていること から塗膜の色や光沢 を保持する場合に用 いる。 |
| | 3種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |
| | 4種 | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント1種 140g/m ² 35μm | | | | |

表7-1 全面改訂

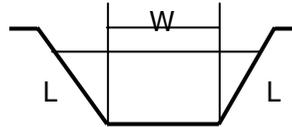
| 塗装系 | 素地調整 | 下塗り(第1層) | 下塗り(第2層) | 下塗り(第3層) | 中塗り | 上塗り | 適用場所 |
|-----------------|------|---|---|---|---|--|---|
| D 内陸部 (1) | 2種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | 塩化ゴム系塗料 中塗 170g/m ² 35μm | 塩化ゴム系塗料 上塗 150g/m ² 25μm 色 シルバー | 飛来塩分の影響を受けない内陸部の水管橋 |
| | 3種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | | |
| E 内陸部 (2) | 2種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | ポリウレタン 樹脂塗料 中塗 140g/m ² 30μm | ポリウレタン 樹脂塗料 上塗 100g/m ² 20μm 色 シルバー | 飛来塩分の影響を受けない内陸部の水管橋 |
| | 3種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | | |
| F 高湿部 (3) | 2種 | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm | フェノール樹脂 M I O 塗装 250g/m ² 45μm | 塩化ゴム系塗料 中塗 170g/m ² 35μm | 塩化ゴム系塗料 上塗 150g/m ² 25μm 色 シルバー | バルブ、ポンプ、機械類で水面に面しているもの・地下室等高湿部にある管、バルブ及び機械類・地上の露出配管 |
| | 3種 | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm | フェノール樹脂 M I O 塗装 250g/m ² 45μm | | | |
| | 4種 | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm (鋼材面露出部のみ) | 鉛系さび止め ペイント 2種 140g/m ² 35μm | フェノール樹脂 M I O 塗装 250g/m ² 45μm | | | |

表7-1 全面改訂

| 塗装系 | 素地調整 | 下塗り(第1層) | 下塗り(第2層) | 下塗り(第3層) | 中塗り | 上塗り | 適用場所 |
|-------------------------------|------|--|--|--|---|--|---|
| G 高湿部 (2) 臨海部 (1) | 2種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | ポリウレタン 樹脂塗料 中塗 140g/m ² 30(35)μm | ポリウレタン 樹脂塗料 上塗 100g/m ² 20μm 色 シルバー | 気体塩素に接触する 鋼構造物(サッシ、 ドア、バルブ等)・ 飛来塩分の影響を受 ける環境にある水管 橋 ()は臨海部 |
| | 3種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| H 高湿部 (3) 臨海部 (1) | 2種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | ふっ素樹脂塗料 中塗 140g/m ² 30μm | ふっ素樹脂塗料 上塗 120g/m ² 25μm | 飛来塩分の影響の多 い臨海部の長期防錆 を必要とする水管橋 |
| | 3種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| I 水中部 (3) | 2種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | エポキシ樹脂 塗料上塗 1層 200g/m ² 50μm | エポキシ樹脂 塗料上塗 2層 200g/m ² 50μm | 常に水中に没する鋼 材部 |
| | 3種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |
| | 4種 | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm (鋼材面露出部のみ) | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | 変性エポキシ 樹脂塗料 200g/m ² 50μm | | | |

単位：mm

| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測 定 項 目 | 規 格 値 |
|------------------|-------------|---|---|----|----------|---------|-------|
| 1 共 通 編 | 4 土 工 | 3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 | 2 | | 掘削工(切土工) | 基 準 高 | ± 5 0 |
| | | | | | | 法長 L | |
| | | | | | | L < 5 m | 2 0 0 |
| | | | | | | L 5 m | 4 % |
| 幅 | | | | | | | |
| W < 1 0 m | - 1 0 0 | | | | | | |
| W 1 0 m | - 2 0 0 | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 測 定 基 準 | 測 定 個 所 | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。</p> |  | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | |
|----|-----|------|--------------|----------------------|---|--|---|------------------------------|
| 29 | 排水性 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JISA1102 | 「排水性舗装技術指針(案)」J3-4による | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JISA1109 JISA1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率 :3.0%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JISA1137 | 粘土、粘土塊量:0.25%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装試験法便覧3-4-7 | 細長、あるいは扁平な石片 :10%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | フィラーの粒度試験 | JISA5008 | 「排水性舗装技術指針(案)」J3-5による | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | フィラーの水分試験 | JISA5008 | 1%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | 舗装材料 | その他 | フィラーの塑性指数試験 | JISA1205 | 4以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | 回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。 |
| | | | | フィラーのフロー試験 | 舗装試験法便覧3-4-15 | 50%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | 回収ダストをフィラーの一部として使用する場合に適用する。 |
| | | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装試験法便覧3-4-17 | 水浸膨張比:1.5%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | | 粗骨材のすりへり試験 | JISA1121 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 30%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | 他 | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JISA1122 | 損失量:12%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JISA1126 | 軟石量:5%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | | 針入度試験 | JISK2207 | 40(1/10mm)以上 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | | |
|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|---------------|---|--|--|---|
| 29 排水 水性 舗装 | 材 | そ | 軟化点試験 | JISK2207 | 80.0℃以上 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | | |
| | | | 伸度試験 | JISK2207 | 50cm以上(15℃) | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | | |
| | | | 引火点試験 | JISK2265 | 260℃以上 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | | |
| | | | の | 薄膜加熱質量変化率 | JISK2207 | 0.6%以下 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | | 薄膜加熱針入度残留率 | JISK2207 | 65%以上 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | 他 | タフネス・テナシティ試験 | 舗装試験法便覧3-5-17 | 20N・m以上 15N・m以上 | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | | 60℃粘度試験 | 舗装試験法便覧3-5-11 | 20,000Pa・s | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | | |
| | | | 料 | 他 | 密度試験 | JISK2207 | | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | | | 60℃粘度試験 | 舗装試験法便覧3-5-11 | 20,000Pa・s | ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前 | |
| | | | 工 程 要 求 ト | ブ ラ ン ト | 必 須 | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装試験法便覧 3-4-3 3-9-6 | 2.36mmふるい :±12%以内基準粒度 | 抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時 ・小規模以下の工事:異常が認められた時 印字記録の場合:全数 |
| 粒度(75μmフルイ) | 舗装試験法便覧 3-4-3 3-9-6 | 75μmふるい :±5%以内基準粒度 | | | | 抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時 ・小規模以下の工事:異常が認められた時 印字記録の場合:全数 | | | |
| アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装試験法便覧 3-9-6 | アスファルト量 :±0.9%以内 | | | | 抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時 ・小規模以下の工事:異常が認められた時 印字記録の場合:全数 | | | |
| 温度測定(アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による | 配合設計で決定した混合温度 | | | | 随時 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|------|----|------|------------------------|------------------------------------|--|---|--|
| 29 | 排水 | その他 | ホイールラッキング試験 | 舗装試験法便覧3-7-3 | 設計図書による | 設計図書による | アスファルト混合物の耐流動性の確認 |
| | | | ラベリング試験 | 舗装試験法便覧3-7-2 | 設計図書による | 設計図書による | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 |
| | | | カンタプロ試験 | 「排水性舗装技術指針(案)」付録-6 | 設計図書による | 設計図書による | アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 |
| 水性舗装 | 現場 | 必須 | 温度測定(初期締め固め前) | 温度計による | 140~160℃ | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) |
| | | | 現場透水試験 | 「排水性舗装技術指針(案)」付録-7 舗装試験法便覧5-4-1 | 800mL/15sec以上 X10 900mL/15sec以上 | 1,000m ² ごと | |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装試験法便覧5-3-6 | 基準密度の94%以上 | ・中規模以上の工事 定期的又は随時(1,000m ² につき1個) ・小規模以下の工事 異常が認められたとき | |
| 30 | 材料 | 必須 | 再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度 | 舗装試験法便覧 3-4-3 | | 再生骨材使用量500tごとに1回 | |
| | | | 再生骨材 旧アスファルト含有量 | 舗装試験法便覧 3-9-6 | 3.8%以上 | 再生骨材使用量500tごとに1回 | |
| | | | 再生骨材 旧アスファルト針入度 | マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定法 | 20(1/10mm)以上(25℃) | 再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。 | |
| プラント | | | 再生骨材 洗い試験で失われる量 | プラント再生舗装技術指針 | 5%以下 | 再生骨材使用量500tごとに1回 | 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から求める |
| | | | 再生アスファルト混合物 | JISK2207 | JISK2207石油アスファルト規格 | 2回以上及び材料の変化 | |
| | | | 再生アスファルト量 | 舗装試験法便覧 3-4-3 3-9-6 | 2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による | 抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められる時 印字記録の場合: 全数 | |
| 再生 | 現場 | 必須 | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装試験法便覧 3-4-3 3-9-6 | 75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm ±6%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による | 抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められる時 印字記録の場合: 全数 | |
| | | | 再生アスファルト量 | 舗装試験法便覧 3-9-6 | アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量 ±1.2%以内 印字記録による場合は、プラント再生舗装技術指針表-8.10による | 抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められる時 印字記録の場合: 全数 | |
| | | | 水浸マーシャル安定度試験 | 舗装試験法便覧3-7-4 | 設計図書による | 設計図書による | 耐水性の確認 |
| 舗装 | 現場 | 必須 | ホイールラッキング試験 | 舗装試験法便覧3-7-3 | 設計図書による | 設計図書による | 耐流動性の確認 |
| | | | ラベリング試験 | 舗装試験法便覧3-7-2 | 設計図書による | 設計図書による | 耐摩耗性の確認 |
| | | | 外観検査(混合物) | 目視 | | 随時 | |
| 工場 | 現場 | 必須 | 温度測定(初期締め固め前) | 温度計による | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装試験法便覧3-7-7 | 基準密度の94%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上 | ・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1,000m ² につき1個) ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき | |

| 工程 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | |
|----|---------------------------------|-----------------------|--|-------------------|--|---|---|--|
| 31 | ガ 施 ス 切 断 工 工 | 必 須 そ の 他 | 表面粗さ | 目視 | 主要部材:50μmRy以下 二次部材:100μmRy以下 | | 表面あらさは、JISB0601に規定する表面の粗度を表し、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す | |
| | | | ノッチ深さ | ・目視 ・計測 | 主要部材:ノッチがあってはならない 二次部材:1mm以下 | | ノッチ深さは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す | |
| | | | スラグ | 目視 | 塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易に剥離するもの | | | |
| | | | 上縁の溶け | 目視 | わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの | | | |
| | | | 平面度 | 目視 | 設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく) | | | |
| | | | ベベル精度 | 計測器による計測 | 設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく) | | | |
| | | | 真直度 | 計測器による計測 | 設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく) | | | |
| 32 | 施 溶 接 工 工 | 必 須 | 引張試験:グループ溶接 | JISZ2241 | 引張強さが母材の規格値以上 | 試験片の形状:JISZ3121 1号 試験片の個数:2 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1グループ溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。 | |
| | | | 型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) :グループ溶接 | JISZ3122 | 亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホール あるいはスラグ巻き込みであることが確認 され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合 は許容するものとする。 | 試験片の形状:JISZ3122 試験片の個数:2 | | |
| | | | 衝撃試験:グループ溶接 | JISZ2242 | 溶着金属及び溶接熱影響部で母材の規格 値以上(それぞれ3個の平均) | 試験片の形状:JISZ2202 4号 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 15.3.3溶接 図-15.3.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3 | | |
| | | | マクロ試験:グループ溶接 | JISG0553に準じる | 欠陥があってはならない | 試験片の個数:1 | | |
| | | | 放射線透過試験:グループ溶接 | JISZ3104 | 引張側:2類以上 圧縮側:3類以上 | 試験片の個数:試験片継手全長 | | |
| | | | マクロ試験:すみ肉溶接 | JISG0553に準じる | 欠陥があってはならない | 試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 15.3.3溶接 図-15.3.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法お よび試験片の形状 試験片の個数:1 | | |
| | | | 引張試験:スタッド溶接 | JISZ2241 | 道路橋示方書・同解説による | 試験片の形状:JISB1198 試験片の個数:3 | | |
| | | | 曲げ試験:スタッド溶接 | JISZ3145 | 溶接部に亀裂を生じてはならない | 試験片の形状:JISZ3145 試験片の個数:3 | | |
| | | | 突合せ継手の内部欠陥に対する 検査 | JISZ3104 | 引張側:2類以上 圧縮側:3類以上 | RTの場合はJISZ3104Iによる UTの場合はJISZ3060Iによる | | 確認できる十分な資料を有する場合は、放射線透過試験に替えて 超音波探傷試験とすることができる。 |
| | | | 外観検査(余盛高さ) | ・目視 ・ノギス等による計測 | 道路橋示方書・同解説による | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|----|----|------|----------------|-------------------|--|--|--|
| 32 | 溶接 | 必 | | | すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも-1.0mmの誤差を認めるものとする | | |
| | | | 外観検査(アンダーカット) | ・目視 ・ノギス等による計測 | 主要部材の材片に働く一次応力に直交するビートの止端部:許容深さ0.3mm以下 主要部材の材片に働く一次応力に平行なビートの止端部:許容深さ0.5mm以下 二次部材のビート止端部:許容深さ0.8mm以下 | | |
| | | | 外観検査(オーバーラップ) | ・目視 ・ノギス等による計測 | あってはならない | | |
| | | | 外観検査(ビート表面の不整) | ・目視 ・ノギス等による計測 | ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下 | | |
| | | | 外観検査(アークスタッド) | ・目視 ・ノギス等による計測 | ・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻き込み:あってはならない ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ:(設計値±2mm)をこえてはならない。 | | |
| | | その他 | ハンマー打撃試験 | ハンマー打撃 | われなどの欠陥を生じないものを合格 | 外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について 抜き取り曲げ検査を行うものとする。 | ・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15度の角度まで曲げるものとする。 ・15度曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 |

電子媒体納品書

監督員 様

請負者(住所)
(氏名)

(現場代理人氏名)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

| 工事名 | 平成15年度 工事 | | | CORINS登録番号 | 1234-56789 |
|---------|-----------|----|----|------------|--------------|
| 電子媒体の種類 | 規格 | 単位 | 数量 | 作成年月日 | 備考 |
| CD-R | 700MB | 部 | 2 | 2003年4月1日 | CD-Rは1枚/部です。 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(備考) 工事写真のみの電子納品です。